シルバー人材センターを利用される発注者の皆様へ

上越市シルバー人材センター

「フリーランス法」施行に伴う契約関係見直しのお願い

令和9年4月から新しい契約方法に移行します

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)」が令和6年11月1日に施行されました。これに伴い、フリーランスに該当するシルバー人材センターの会員が、安心・安全に就業できる環境を整備するため、厚生労働省から示されている契約方法への見直しを行います。

■フリーランス法について　※特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

フリーランスの方の就業環境の整備や、フリーランスの方と企業などの発注事業者間の取引において、禁止事項や配慮義務等の規制を課すことにより、フリーランスの方が安心して働ける就業環境の整備を図ることが目的とされています。

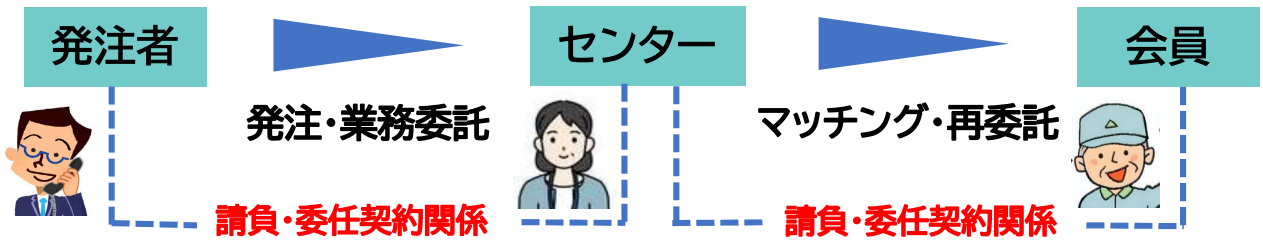
フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人を指し、請負委任契約で就業しているセンター会員は、フリーランスに位置づけられます。同法において、会員は「特定受託事業者」、センターは「特定業務委託事業者」にあたります。

■就業条件の明示について

発注事業者はフリーランスに対して、就業条件(業務内容、報酬額、支払期日、契約日など)を、書面または電磁的方法で明示する義務が生じますが、センター利用契約を締結することにより、センターがフリーランス(会員)に就業条件を「会員業務仕様書」として明示します。

■契約形態の変更について

【現行】 図1　請負・委任契約



見直し

【変更後】 図2　準委任契約



■新しい契約方法について

新たな方法では、発注者は「**①利用規約**」と「**②会員業務就業規約**」に同意の上、センターと利用契約を結びます。センターは、利用契約をもとにフリーランス法に基づく「③会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示します。

会員が「**③会員業務仕様書**」に同意することで、発注者と会員の間に請負・委任契約関係（直接の関係）が生じます。

これにより、発注者・センター・会員の三者による包括契約が成立し、発注者とセンターが「**④利用契約書**」を取り交わします。

①「利用規約」に同意

＊発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルール

②「会員業務就業規約」に同意

＊会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール

③「会員業務仕様書」に業務実施会員が同意

＊センターが業務実施会員に対し、フリーランス法に基づく就業条件を明示

＊業務実施会員に電磁的方法（会員専用サイト Smile to Smile）により明示

④「利用契約書」の締結

＊発注者とセンターが利用契約の締結

＊準委任の契約書は収入印紙の貼付が不要（不課税取引）

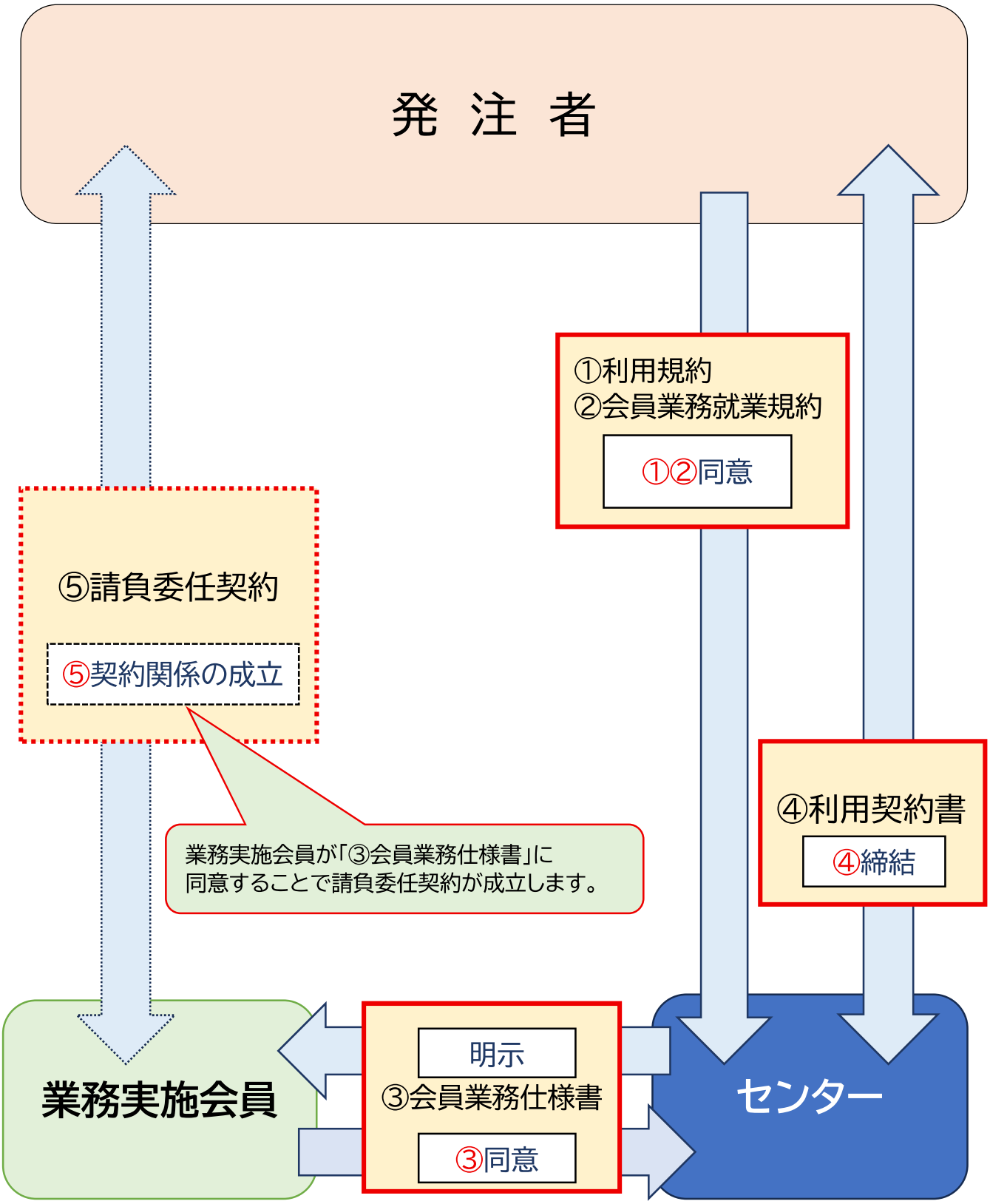
■契約方法の見直しによる現行との変更点について

契約方法の見直し後においても、センターは発注者と会員の間に入り、これまでと変わらない様々な事務処理やマッチング・調整などを行います.

損害賠償責任保険の提供など、センターが果たす役割や責務も従来と変わりません。

	変更後
発注の準備	現行と変更ありません。 （センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。）
【新】 センター利用契約の締結	手続きは現行と変更ありません。 なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うことになります。
【新】 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】 適格請求書の発行	センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。

■新しい契約関係（三者間の包括契約）について



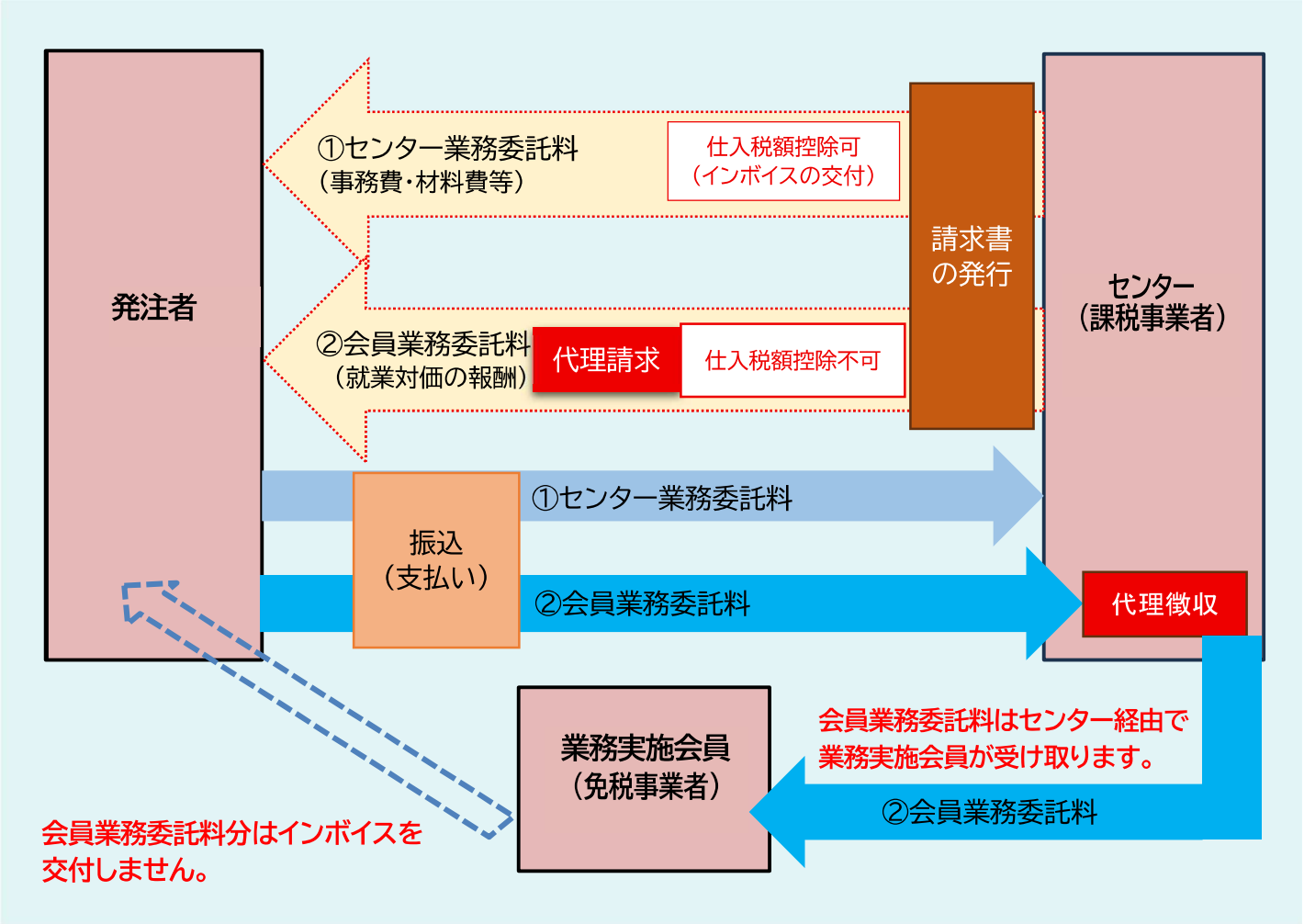
従来の契約は、シルバー人材センターが発注者から仕事の依頼を受け、会員に再依頼するという仕組みで、発注者と会員の間に直接、契約関係は生じていません。
新しい新契約方法では、発注者と業務実施会員が業務委託契約関係となるように、センターを含めた三者間の契約となる仕組みです。
フリーランス法の適用により必要な変更で、実務面では現行と基本的に変わりません。

■適格請求書の発行について（消費税の変更点）

料金（業務の対価）は①センター業務委託料と②会員業務委託料に構成されています。

①センター業務委託料（適格請求書分）※インボイスを交付します
＊センターが受け取る手数料分（センターの事務費・材料費等）
＊事務費は会員業務委託料の13%です。
②会員業務委託料（非適格請求書分）※インボイスを交付できません。
＊業務実施会員の就業対価分（会員が受け取る就業対価の報酬）
＊センターが就業対価を代理請求・代理徴収します。
＊新たな契約方法はセンター経由で発注者が会員に支払う形となります。

※本来であれば業務実施会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるため、インボイスを交付することができません。このため、消費税課税業者である発注者の場合、②会員業務委託料に含まれる消費税相当額について、仕入税額控除を行うことができなくなります。



■料金に係る消費税の課税関係について

発注者が次に該当する場合は、これまでの消費税納税の取り扱いと変更ありません。

1	個人・一般家庭（事業者でない発注）	消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
2	民間企業（簡易課税制度を選択している事業者）	消費税納税額計算で、適格請求書（インボイス）は不要
3	公共（一般会計で租税を原資として行われる仕事）	みなし仕入れ税額控除が適用

見本

請 求 書

令和9年4月分 請求番号〇〇〇〇 請求年月日令和9年4月3日 (1/1)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇御中

〒943-0834
新潟県上越市西城町1丁目12番4号
(〇〇〇〇〇)
電話番号 025-522-2812
公益社団法人
上越市シルバー人材センター
理事長 重野 耕作

ご利用頂きありがとうございました。
今後ともご支援を賜りますよう
お願い申し上げます。

振込手数料はお客様負担で
お願いします。

今回御請求額 ￥60,211

お支払いは令和9年4月〇日
までにお願いいたします。

請求内訳					
	①センター業務委託料 適格請求書分 公益社団法人 上越市シルバー人材センター 登録番号〇〇〇〇〇〇	請求額 ￥6,451	10%対象 8%対象	￥6,451 ￥0	内消費税額 ￥586 ￥ 0
	②会員業務委託料 非適格請求書分	￥53,760			

契約別明細	契約番号	契約件名	①センター業務委託料	②会員業務委託料	請求額小計
	〇〇〇〇〇	封入作業	￥6,451	￥53,760	￥60,211

※1 青枠内 ①センター業務委託料
・センター業務の対価(事務費)と材料費等の合計金額が記載してあります。
・適格請求書(インボイス)となります。

※2 赤枠内 ②会員業務委託料
・業務実施会員の就業対価(報酬)が記載してあります。
・センターが代理請求し、業務実施会員に支払います。
・非適格請求書となり、適格請求書(インボイス)が**発行できません。**

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法）の概要

令和5年4月28日成立　5月12日公布

趣　旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概　要

1．対象となる当事者・取引の定義

（1）「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。

（2）「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。

（3）「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。

（4）「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。

※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2．特定受託事業者に係る取引の適正化

（1）特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。

※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。

（2）特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）

（3）特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。

① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3．特定受託業務従事者の就業環境の整備

（1）広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。

（2）特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。

（3）特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。

（4）継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の３０日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

4．違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

5．国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

施行期日

令和6年11月1日